

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり ⑩その他
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)
趣旨	民間事業者等が地域振興に資する事業を行う場合に、その事業に要する費用の一部を地方公共団体が無利子で貸し付ける制度
実施主体	法人格を有する民間事業者等(第3セクターを含む)
支援対象事業	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象 ただし、次の要件をすべて満たすことが必要 ① 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること ② 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること ・県から融資を受ける場合 10人以上 ・市町から融資を受ける場合 5人以上 ③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が2,500万円以上 ④ 用地取得等の契約後5年以内に営業の開始が行われること
採択要件、補助要件	融資対象費用 ① 設備の取得等に係る費用 (施設・建物の建設、取得、整備、改良若しくは補修及び土地の取得、造成等など) ② 試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用 (対象事業の着工から完了までに支出する費用のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するもの)
補助率、補助限度額等	融資限度額 県・市町の別、施設の種別及び地域により定められた限度額 貸付利率 無利子 融資期間 5年以上15年以内(5年以内の据置期間を含む)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	申込先 複数の市町の区域内において複数の面的整備が行われるなど、市町の区域を越えた広域的な効果が見込まれる事業の場合は県、一つの市町内における事業の場合は市町 募集時期 随時
最近の実績	平成22年度 八幡浜市2件 平成23年度 松山市1件 平成24年度 新居浜市1件
県の担当窓口	地域政策課活力創出グループ TEL:089-912-2217 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	財団法人 地域総合整備財団
関係URL	http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/